

鎌倉市教育委員会 令和8年3月定例会会議録

○日時 令和8年(2026年)3月10日(火)
10時30分開会 12時1分閉会

○場所 鎌倉商工会議所 301会議室

○出席委員 高橋教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 0人

○本日審議を行った案件

日程1 議案第25号

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程2 議案第26号

学校医及び学校歯科医の解嘱及び委嘱について

日程3 報告事項

(1) 課長等報告

ア 鎌倉市いじめに関する調査委員会委員の委嘱に係る専決処分の報告について

イ 鎌倉市立第一小学校改築工事基本構想(案)について

ウ 県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について

エ 鎌倉市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

オ 令和8年度「鎌倉市学校づくりの視点」について

カ コミュニティスクール事業の今後の方向性について

キ GIGA 端末(iPad)の適正な利用に関するチェックリストについて

ク 「鎌倉教育史 第三巻<平成編>」の発行について

ケ 行事予定

(令和8年(2026年)3月10日～令和8年(2026年)4月30日)

(2) その他報告

高橋教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月定例会を開会する。本日の会議録署名委員は長尾委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。なお、日程の3、報告事項ウ

「県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について」は人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思うが異議ないか。

(異議なし)

高橋教育長

異議なしと認め、日程の3、報告事項ウについては非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

1 議案第25号 鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

高橋教育長

日程の1、議案第25号に入る。「鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

議案集の1～7ページを参照願いたい。はじめに、改正の趣旨は、鎌倉市議会令和8年(2026年)2月定例会に提案している、「鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例」(以下、「条例」という。)の一部改正に伴い、その実施にあたっての詳細を定めるため、「鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例施行規則」の一部を改正しようとするものである。

次に改正の内容について説明する。本規則第8条及び別表において定める義務教育等教員特別手当の額について、一律支給分の額を縮減する一方、学級担任には月3,000円を加算して支給することとする。なお、第8条第3項において、月の初日から末日までの間に引き続き16日以上、出張や研修などで、学級担任として従事しなかった場合には学級担任加算を支給しないこととする。

第8条の2では、条例でいう「校務類型」の定義について、学級担任業務と、学級担任業務以外の業務の2類型とすることを定める。第9条の2では、市費負担教員が自家用車等を使用して旅行した場合の旅費について、走行距離1キロメートルあたり18円とするとともに、走行距離に1キロメートル未満の端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てることを定める。

教員特殊業務手当の額を定める別表第2においては、それぞれ6時間以上の業務につき7,000円又は7,500円を支給していたところ、これを4時間以上の業務についてそれぞれ8,000円を支給するよう改めることとする。なお、本規則は令和8年(2026年)4月1日から施行する。

高橋教育長

補足になるが、これは市費の教員の条例である。県費の教員に関する定めについては県が、これに似たような改定をすることになる。学級担任の教員の手当や教職調整額といったところの処遇の改善が図られたものとの権衡を図るため、市費の教員についての取扱いが変わるものである。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第 25 号は原案どおり可決された)

2 議案第 26 号 学校医及び学校歯科医の解嘱及び委嘱について

高橋教育長

次に日程の 2、議案第 26 号に入る。「学校医及び学校歯科医の解嘱及び委嘱について」議案の説明を願いたい。

学務課担当課長

議案集は、8 ページから 10 ページまでを参照願いたい。学校保健安全法第 23 条の規定に基づき、学校医及び学校歯科医を委嘱しているが、今回、鎌倉市医師会及び鎌倉市歯科医師会から、鎌倉市立小中学校の学校医等について、一身上の都合による退任及びそれに伴う後任の推薦があったため、任期途中での解嘱及び委嘱を行おうとするものである。

令和 8 年（2026 年）3 月 31 日付けで解嘱を行おうとする学校医は富士塚小学校の葉山正陽氏、関谷小学校の生田孝一郎氏、学校歯科医は玉縄小学校の羅添揚氏、大船中学校の江副千春氏である。令和 8 年（2026 年）4 月 1 日付けで新たに委嘱を行おうとする学校医は富士塚小学校の立山悟志氏及び関谷小学校の玉井洋太郎氏、学校歯科医は玉縄小学校の吉田光江氏、及び大船中学校の勝畑尚幸氏である。なお、任期については、前任者の残任期間である令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までとする。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第 26 号は原案どおり可決された)

3 報告事項

(1) 課長等報告

ア 鎌倉市いじめに関する調査委員会委員の委嘱に係る専決処分の報告について

高橋教育長

日程の 3、報告事項（1）のアに入る。「鎌倉市いじめに関する調査委員会委員の委嘱に係る専決処分の報告について」報告を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

議案集 11～12 ページを参照願いたい。鎌倉市いじめに関する調査委員会委員は、「鎌倉市いじめ問題

対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例」に基づき設置され、委員の定数は15名以内、任期は2年となっている。これまでに、法律、心理、福祉及び教育の分野で専門的な知識経験を有する者13名を委員として委嘱してきたが、今回新たに、医療の分野で専門的な知識経験を有する者として、令和8年（2026年）2月10日からの任期で1名を委嘱した。委嘱者は別紙名簿のとおりである。本来であれば教育委員会会議に諮り議決を得るべきものだが、今回は教育委員会に提案する時間的余裕がなかったことから、専決処分としたものである。

（質問・意見）

特になし

（報告事項（1）のAは了承された）

イ 鎌倉市立第一小学校改築工事基本構想（案）について

高橋教育長

報告事項（1）のイに入る。「鎌倉市立第一小学校改築工事基本構想（案）について」報告を願いたい。

教育文化財部次長兼学校施設課長

第一小学校の改築に向けて、令和7年度中の策定を予定している基本構想について、その案を作成したので内容を報告するものである。議案集の13ページの資料「鎌倉市立第一小学校改築工事基本構想（案）」を参照願いたい。1ページから6ページにかけては、「1 基本構想の背景」や「2 第一小学校の概要」となる。1ページの中段を参照願いたい。「（4）基本構想の目的」にあるとおり、基本構想は第一小学校づくりのビジョンとコンセプトを定めることを目的とし、新しい第一小学校がこれからどのような学校づくりを目指していくかを示すものとなる。5ページを参照願いたい。「（6）津波リスク」とあるように、第一小学校が津波浸水想定区域内に立地していることから、学校施設整備の検討に当たっては、津波避難のための施設としての側面の検討も必要となることを記載している。続いて、7ページから10ページにかけては、基本構想が第三期教育大綱や教育振興基本計画、学校整備計画の趣旨を反映して策定していることを記載している。11ページを参照願いたい。基本構想策定の目的であるビジョンやコンセプトを記載している。新しい学校づくりのビジョンとしては、旧鎌倉町の町章を受け継いで第一小学校の校章となっている「星月」にビジョンを重ね、「子どもが主役の学校づくり」、「地域と先生の月光のような愛情に包まれ、一人ひとりの学びがキラキラ輝く」としている。また、このビジョンを実現していくための方向性となる5つのコンセプトを「学習者中心」、「協働」、「多様性の包摂」、「安全・安心」、「継承と創造」としている。12ページから20ページにかけては、5つのコンセプトについて説明している。12ページの「学習者中心」では、子どもが自らハンドルを握りながら学びを展開できる環境について、14ページの「協働」では、世代や立場を超えて、つながりを育む協働空間について、16ページの「多様性の包摂」では、一人ひとりが包摂され、自分らしく過ごせる環境について、18ページの「安全・安心」では、子どもも大人も心地よく過ごせる安全・安心な居場所について、19ページの「継承と創造」

では、第一小学校の自然や鎌倉の文化遺産、人材を活かし、新しい文化を創造する活動拠点について、それぞれ詳しく記すとともに、実現した場合のアイデアを例示的にイラストで載せている。なお、イラストについてはそれぞれのコンセプトのイメージを膨らませるためのアイデアであり、ビジョンやコンセプトを実現するための具体的な施設内容については、来年度以降の基本計画や設計業務の中で決定していく。続いて、21 ページの「6 複合化の検討について」を参照願いたい。第一小学校には隣接して鎌倉体育館とかまくらっ子だいいちがあり、いずれの施設も子どもや地域の人たちが利用する施設であることから、複合化により地域に開かれた学校とするため、それぞれの施設や機能のあり方などについて十分検討する必要がある。現在、公共施設全体に係る鎌倉市公共施設再編計画が令和 8 年度中の改訂に向けて見直しを行っていることから、複合化についてはその改訂の内容と整合をとりながら、来年度の基本計画の中で検討していくこととなる。次に資料の 22 ページから 23 ページにかけては、基本構想策定後に始めることとなる基本計画の検討における主な課題を記載している。最後に 24 ページ以降は、参考として市民ワークショップや教職員、関係課へのヒアリングを実施した際の主な意見を整理しているが、市民ワークショップについては、在校児童やその保護者、地域の方が参加し全 3 回実施したもので、よりたくさんの意見をもらうことができた。

説明は以上となるが、現在、案段階であることから、庁内からの意見等による軽微な修正等の可能性はあるものの、ビジョンやコンセプトなどの主要な部分については、説明した内容で策定に向けて進めていきたいと考えている。今後、政策会議への報告などの必要な内部手続きを経て、3 月中の基本構想の策定を予定しているが、引き続き、来年度以降も基本構想を踏まえ、新しい学校のかたちを具体的なものとする基本計画の令和 8 年度中の策定、令和 9 年度からの設計を経て、工事着手へと着実に進められるよう取り組んでいきたいと考えている。

高橋教育長

これから新しくなる第一小学校の施設の基本構想となり、今後 50 年程度のスパンで使っていく方針になる。今回は別紙の 11 ページにあるビジョンとコンセプトについて、委員から何かコメントや違和感があれば、ぜひ伺いたい。コンセプトに基づいたスケッチ図のような形で、このとおりになるということではないが、イメージを持ってもらえるような、構想案ということで出している。

(質問・意見)

朝比奈委員

実は先日、自身が取締役を務める鎌倉エフエムのイベントで「もしかま」というものがあり、高崎市の FM 局の方が見学に見えて、海の方の現状を話すにあたって、鎌倉にはいろいろな場所に「海拔何メートル」という表示があるが、高崎にはないとのことだった。高崎はもちろん海も遠いし、氾濫するような川もなく、差し迫ったところがないため、防災の意識が全然違うということを言われていた。

自身はこの第一小学校のプランの中で、海が近いので屋上にスムーズに上がれるよう、当然工夫がなくてはならないと思っていたが、まさにこのアイデアの中に、屋上避難ができる大きな階段がある。普段はこんなに大きな階段は必要ないかもしれないが、大勢の方が乱れることなく上がることは絶対必要になるし、このプライバシーに配慮した避難所の備えのパーテーションが速やかに用意できることも大事

なことである。

小学校の新築は、近年他にあったらどうか。御成小学校以降ないのではないか。したがって、社会の様子が大きく変わったところでの改築、新築となるため、大いに研究してもらい、もちろん普段の子どもたちの学びの場として楽しく明るくできる場も大事だが、非常時の備えとしての機能も、場所柄、必然だと考えるので、ぜひ十分に、停電時の備え、機能を含めて、練りに練った計画にしてほしい。

林委員

御成小学校の話が出たが、このスケッチ図を見たときに、当時できたての御成小学校を思い出したのだが、自身が教員としていた3年間で100人の子どもが増え、御成小学校を建てた時のコンセプトが全部崩れてしまったということがあった。あのコンセプトが崩れなければ、御成小学校の建て方というのは、今の学習者中心の学びに使えると感じている。自身は3年間一生懸命講師を呼んで、このスペースはこう使うと良い、というような研修をしたことを思い出した。何が言いたいかというと、場所が異なり、津波の心配がある建物ではあるが、やはり子どもたちの数が増減すること、鎌倉の環境が変わることも想定しながら建ててもらいたいということである。また何かのきっかけでせっかく作ったものを変えざるを得ないような状況が起きないように、いろいろな情報を取り込んで、これなら問題ないというところで建ててもらいたいと考える。

長尾委員

林委員の話と重複するが、自身が総合計画会議に参加する中で、鎌倉市の人口推移は増加しないという形で計画値を提出しているのだが、今回第一小学校の区域の人口や生徒数の推移をどう捉えた計画なのか、もう少し教えてほしい。

例えば、第一小学校のキャパシティからすると、これからどのくらい増加あるいは減少があっても問題がないのか、その辺りの推移をどのように考えた上で今回の計画となっているのか伺いたい。

教育文化財部次長兼学校施設課長

地域ごとに人口の増減の推計というのは出ているが、今、構想段階ではそこまで詳細には詰めておらず、この基本構想である程度固めたものを、次の基本計画の中でどのようなボリュームにするのかを検討していくことになる。その検討の中では、当然児童数を考慮して、建物の大きさが決まってくるが、学校整備計画を策定するときの人口推計では、第一小学校のエリアは減っていくということにはなっているものの、今言われたように、基本的には減少するトレンドになるはずのものが横ばいになるといったこともあるので、推計の値と実際の数字がどのくらい乖離しているかということを見る必要があり、ある程度、建物を設計する中で可変性を持たせ、児童数の増減を飲み込めるようなものを考えるなど、その辺りの工夫はしていければと考えている。

高橋教育長

この第一小学校の基本構想の前に市全体の学校整備計画を作っており、長尾委員にお力添えいただいた総合計画の推計を基礎にしているが、全体像として、社会増があろうとは思いますが、子どもの数は減っていくというところを基礎にしている。あとは、当然すでに生まれている子どもの数はわかっており、5年

後に入ってくる子どもの数というのもすでにファクトとしてあるので、そういったところは踏まえる必要があると思っている。ただ、50 年単位で生かしていく施設ということを考えると、林委員が言われたこととも通じるが、不透明さがかなり大きい中で、可塑性というか、施設の柔軟性といったところは求められるので、その辺りは我々も、どういうシナリオが来たとしても受け止められる施設というの、また工夫しなければならないと思っている。

長尾委員

先ほどの避難できる屋上の話は素晴らしいと思っていたのだが、この地域ではあの小学校が一番高い建物だと認識されると、市民と子どもたちにとって、津波の時の一番の避難場所として視野に入ってくるのではないかなと思うが、避難場所としてのキャパシティとしてはどのように考えているのかを伺いたい。

教育文化財部次長兼学校施設課長

児童が避難するための人数を想定することと、このエリアでどれぐらい避難をする想定があるかというのは、防災の部局にも確認をしながらにはなるが、必要十分な広さというのは当然確保していくということになると考えている。

高橋教育長

今の段階でも課題はあるところで、夏休みで皆いたわけではないが、カムチャツカ地震のときも、子どもたちが屋上まで一旦逃げたが、炎天下ということもあり、逆に危ないのではという議論があった。また、御成中学校が避難所となっているが、時間がある場合であっても、非常時に子どもたちがそこまで行くというのは現実的ではないだとか、いろいろな議論があった。その点は第一小学校においても、市が作った防災マニュアルを踏まえて、実践的な防災訓練というのを実施している中で、今ある施設もこのように改善しないと非常時に危険だろうというアイデアをいただいている。そちらについても対応しながら次に進んでいく。そしてワークショップや地域の方々、子どもたちや保護者と対話をしたが、建て替えを実施するときにも安全が確保できるようにしてほしいという要望はかなり強くもらった。難題にはなるが、その辺りはこれからの基本計画に生かしていく必要があると考えている。

今回はまだ構想段階なので、また折に触れて、委員の意見を伺う場面もあり、また、事務局の方としてもそれぞれの視点があると思うので、この案を見つめ直してもらい、磨いていければと良いと考える。この構想としては少し修正をし、今年度中に一旦策定ということになり、次の基本計画の作業に取りかかっていくことになる。順調にいくと、令和 11 年度から工事が始められるようなスケジュールで進めていきたいと考えている。

(報告事項(1)のイは了承された)

エ 鎌倉市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

高橋教育長

報告事項（１）のエに入る。「鎌倉市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」報告を願いたい。

学務課担当課長

令和８年（２０２６年）４月から市立小学校児童の学校給食費を無償化するため、「鎌倉市学校給食費に関する条例」の一部改正を市長へ申し出ることについて、１月定例会で承認いただき、現在、市議会２月定例会で審議が行われているところである。本条例の施行に当たって必要となる事項は、規則で定めることとしているため、条例の一部改正に伴い、規則の一部を改正する必要がある。また、保護者等からの届出について整理するほか、無償化に伴う事務の見直しを図るため、規則の一部改正を予定している。

改正の内容は新旧対照表のとおりである。なお、議案集で示したものは、送付日時点の案文であり、今後、内容を精査していく中で、変更や追加、削除等が行われる可能性があるが、本日は、主な改正内容について説明する。まず、１７ページの第４条「学校給食費の申込」の規程は、条例改正により、保護者等が学校給食の申込をする必要がなくなったことから削除する。期間を定めて学校給食を受ける場合の申込については、改正後の第５条「学校給食費の不徴収の例外」として別に定めることとする。次に、現行の第５条「学校給食の一部停止」は、牛乳等の飲用を停止する場合について規定していたが、条を繰り上げて第４条とし、「学校給食の停止等」の規程に改正し、給食の一時停止や、食物アレルギー等の理由により学校給食の全部を利用しない場合、または牛乳を飲用できない場合、停止していた給食を再開する場合の届出など、保護者からの届出関係をすべてこの条で規定する。また、これまで届出内容によって分かれていた保護者等からの各種届出書を整理して、第１号様式として１枚にまとめる。次に、新たな第５条に「学校給食費の不徴収の例外」を加え、市立小学校に在籍しない児童が体験入学等により学校給食を受ける場合について、規定する。第６条「学校給食費の額」第１項では、月額給食費について定めているが、保護者負担がなくなることから、牛乳等を停止していても、していなくても給食費の額を一律とするため、別表第１の内容を改正する。それに伴い、現行の第７条も削除する。第６条第２項では体験入学の方や給食の停止・再開をした方、転出入をした児童の給食費の計算方法について規定する。現行の第８条「学校給食費の減額等」については、第１号では、災害等のやむを得ない事由により学校給食を実施できないときについて、これまで１日目から減額していたところを、実質、減額する事態がほぼないことや、保護者等への影響がないことから、減額の条件を「５日以上学校給食を実施できないとき」に改める。第２号では、学級閉鎖等があった場合について規定していたが、保護者への影響がないことから規程を削除する。第３号の給食の停止、及び第４号の転出入については、前条で、日額給食費を適用すると規定したため、この条からは削除する。次に、現行第１０条の給食の停止・再開の届出については、第４条で整理したことから削除する。現行の第１１条の停止・再開、転出入の給食費の計算方法については、第６条「学校給食費の額」で規定し、また、これまで転出入した児童について学校からもらっていた報告も今後は不要とするため、この条を削除する。次に、現行第１３条「学校給食費の徴収方法」については、今後は、口座振替を実施しないことから、第２項を削除する。現行の第１４条「納期限等」では、無償化に伴い、第２項を削除する。生活保護の教育扶助については、これまでも保護者を經由せず、代理納付してい

るため、別に定める納期限で対応することとする。次に、現行の第17条「臨時の喫食」について、児童の臨時喫食に関する部分を削除する。次に、付則で定めていた「保護者等に関する特例」については、無償化のため削除する。次に、別表第1については、先ほど説明したとおり、牛乳等停止者についても給食費を一律としたため、牛乳等停止者の欄を削除する。様式の改正内容は新旧対照表のとおりである。保護者からの届出書類を第1号様式にまとめている。その他、文言の整理や全体を通して条項番号、様式番号の整理を行う。最後に、本規則の改正の施行期日については、付則で令和8年（2026年）4月1日と規定する。

（質問・意見）

朝比奈委員

小学校給食の無償化に伴う規則改正とのことで、給食を食べない際の申し出が不要になったとのことだが、申し出が不要になることで食材が無駄になるようなことにつながらないかが気になっている。

学務課担当課長

ご指摘のとおり、学校にもよるが、現在でも急遽の欠席の場合は、発注がすでに済んでいるため、欠席者分も提供しているというのが多くの学校の実情だと考える。これまでは長期欠席の児童であるとか、あるいはインターナショナルスクールに通う児童などは、元々申し込みをしていないので提供もされていなかったが、今後は停止するという申し出がない限りは、在籍する児童数分は学校給食を提供するというのが基本的なスタンスになるので、一切食べないという児童には、できる限り、給食を一切辞退するという申し出をしてもらうことで、食品ロスといった懸案の部分が解消されるのではないかというところである。4月以降実際に運用し、見直すべき部分があれば見直しを図っていきたい。

高橋教育長

他の児童が食べてもよいということによいか。クラスとして、食缶で提供しているというのが、小学校の方式だということによいだろうか。

ちなみに、中学校の方は現時点では無償化にはなっていないが、今後どのような給食の在りようがあるかということ、食缶方式を含めて検討していくことになっている。

（報告事項（1）のエは了承された）

オ 令和8年度「鎌倉市学校づくりの視点」について

高橋教育長

報告事項（1）のオに入る。「令和8年度『鎌倉市学校づくりの視点』について」報告を願いたい。

教育指導課長

「鎌倉市学校づくりの視点」は、毎年度教育委員会がその次年度に重点的に推進しようとする事業の内容を定め、全教職員に対し年度当初に配付し、学校訪問等の場で内容の周知をしている。

令和6年度までは「教育指導の重点」としていたものであるが、今年度からは新たな教育大綱が策定されたこともあり、教育委員会や学校の教職員全員が学習者であることを前提とした上で、ともに学校や授業の在り方を考えていくための視点を共有するという趣旨に立ち、「学校づくりの視点」と名称を改めている。来年度においても、今年度の方向性を継続しており、「子どもが自ら学びのハンドルを握って主体的に学ぶ“学習者中心の学び”の実現」「人権を尊重し多様性を包摂するインクルーシブ教育環境の実現」「安全・安心で信頼される学校の実現」を3本の柱に据え、それぞれに関連する項目を整理し記載している。

内容において修正した点については、1つ目は、策定趣旨、位置づけについて、理念について伝わりやすくなるよう、一部文言の整理を行った。2つ目は、学校作りの視点については、目指す授業作りの方向性をわかりやすく示すため、子どもが自ら学びのハンドルを握って主体的に学ぶ学習者中心の学びの実現を大項目として掲げ、関連する内容について内容を精査した。令和7年度からの流れと同じく、学習者中心の学びを実現するための日々の授業改善の大切さを表現している。また、「人権を尊重し多様性を包摂するインクルーシブ教育環境の実現」の項目では、支援教育の充実が喫緊の課題である現状を踏まえ、「連続性のある多様な学びの場の充実」という内容を追記した。今年度学校訪問等の機会を通じて、学習者中心の学びが具現化されている優れた教育実践を何度も目にすることがあった。これまでに育った「芽」をさらに育て成長させていくために、教職員との対話を重ねながら、学校や授業の在り方そのものについてともに学び、ともに考えていきたいと考えている。

高橋教育長

教育大綱ができて、昨年度も学校作りの視点という形で取り組んでもらい、今年度は2年目の視点という中で学校訪問も伴走型でかなり充実した指導をしてきているが、1年間の成果と課題について報告願いたい。

教育指導課長

成果と課題という形になるかわからないが、学校の見方として、伴走という視点がすごく学校に馴染んだというか、伴走してもらっているということを教職員が理解していることが、大きく変わった点だと思っている。これにより、今までの「指導をされている」という学校の捉え方から、「一緒に考えてもらっている」というところが変わり、距離が近くなったことで、授業改善についてのアドバイス等が教職員にさらによく入っていったという実感がある。あとはやはり、教育大綱が大変わかりやすく、これを元に全て、授業実践や学校運営に対する考え方も話しているが、今までは管理職が教職員に伝えていくことで距離感があったところを、校長を含めた学校と教育委員会とで一緒に小学校を作り上げているということになったところが、本当にこの1年で大きく変わったと感じているところである。

課題というところでは、これが全ての教職員に理解されているかとなると、やはり差があるのも事実である。特に今年度から始めたインクルーシブの関係については、やはりもっと、全ての教職員ときちんと一緒に対話を重ねていく必要があることを今年度感じたので、授業作りもそうであるが、この三本柱に

については教職員と丁寧に対話を重ねていきたいと感じている。

(質問・意見)

林委員

伴走型と言われたが、今年度は植木小学校の研究があり、自身も関わったのだが、最終的には4人の指導主事に入ってもらい、ブロックごとの授業を見たり、あるいは同じ授業を指導主事何人かで見て、そこでまた協議をしてもらうなど、指導主事に研究に入ってもらえたことが非常にありがたかった。教職員も勉強になったし、指導主事も勉強してもらえたのではないかという感想を持っている。

したがって、やはりその伴走するという意識で、これからはいろいろな学校に入ってきてもらい、教育委員会からではなく、一緒に生徒指導、授業指導を考える、同じ方向を向いているという意識をさらに伝えてもらいたいと考える。

この「ハンドルを握って」のところに「試行錯誤する探求」と書いてあるが、明日の卒業式で試行錯誤について話をしようと考えていたところである。探求だとか試行錯誤というのは、自身も何十年前に小学校の校長に言われ、肝に銘じてずっとやってきたが、ノーベル賞の受賞者が、研究にどのくらいの期間を費やしたのか問われた際に、50年費やしたとニコニコしながら訴えたのを見て、これは楽しい試行錯誤だったのだと感じたことがある。ぜひこの精神、学習者中心という言葉を繋げて、広げてもらいたいと考えている。

高橋教育長

学校のことを第一に、そしてまさに学習者中心の視点で、教育指導課、指導主事が伴走してくれていると思っている。我々が上から落とす指導ではなく、教職員と一緒に同じ問いを考えていくというところが、今後の我々のあらゆる仕事において、对学校の関係でできていくと良いと考えている。

今年度の1年間の活動に感謝申し上げる。素晴らしい仕事だったと考えている。

(報告事項(1)のオは了承された)

カ コミュニティスクール事業の今後の方向性について

高橋教育長

報告事項(1)のカに入る。「コミュニティスクール事業の今後の方向性について」報告を願いたい。

教育指導課長

鎌倉市ではこれまで、既存の学校評議員制度や地域連携、小中一貫教育の基盤を活かした「鎌倉版コミュニティ・スクール(類似型)」を段階的に導入してきた。これは、新しい組織をゼロから立ち上げるのではなく、鎌倉の現状に合わせた体制を整えることを優先した結果である。しかし、現在、全国の公立学校におけるコミュニティ・スクール導入は努力義務化されており、社会全体で子どもを育てる「社会に

開かれた教育課程」の実現が求められている。これを受け、本市においても、法的根拠に基づき、学校運営協議会制度の導入に向けての準備を進めていく。

「鎌倉版」から「文部科学省版」への大きな変更点は、協議会の「役割」と「権限」、そして「委員の身分」の3点である。役割と権限について、これまでの「協議」中心の体制から、「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」という法的権限を持つ体制へと移行する。また、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べる事が可能になる。委員の身分と報酬について、文部科学省版コミュニティ・スクールの委員は、地方公務員法上の「非常勤特別職の地方公務員」となる。これに伴い、公金から報酬（謝金）が支払われることになり、守秘義務等の責任も明確化される。

会議は年6回程度を想定しており、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）は今までどおり、コミュニティ・スクール委員として加わることで、熟議と活動を一体的に推進する。

「権限が強まることで学校運営がしづらくなるのでは」という懸念もあると思われる。しかし、文部科学省版コミュニティ・スクールは「校長先生の学校作り」を支える仕組みである。

基本方針の承認を通じて地域と目標を共有することで、地域住民が「学校の応援団」となり、学校運営に共同責任を持つという意識が高まる。また、地域と「適切な役割分担」を行うことで、教職員が子どもと向き合う時間を確保することにつながる。

今後のスケジュールについて説明する。移行は段階的に進める。令和8年度には各学校長およびCS委員への説明、管理運営規則の検討、改正をし、令和9年度には4つの中学校区または10小中学校で「先行実施（モデル導入）」を開始し、令和10年度には市内25小中学校での全面移行を完了する。この制度の導入は、単に組織の形を変えるものではなく、地域の力を教育課程に取り込み、鎌倉の子どもたちの未来を社会総がかりで伝えるための発展的転換と考えている。教育委員会としても、研修会の開催など、学校の負担が増えないよう伴走型の支援をしていく。

（質問・意見）

下平委員

令和10年度に実際に運営されるときには、コミュニティ・スクール委員という名称になるのだろうか。また、現状、小中学校のコミュニティ・スクールで活躍してくれている方が、十分に足りているか、どの程度機能しているかという辺りを教えてもらいたい。

教育指導課長

現在もCS委員という名前で活動している。大きく変わるような説明に見えているが、公的なところで少し整えなければならないところはあるものの、今の仕組み自体は大きく変わらないと考えている。

また現状のコミュニティ・スクールにかかる人員が充足しているかという点について、基本的には成り立っているが、やはりブロックにより少し差があるところもあり、この辺りは、年4回行われている教育委員会、CS委員、学校の3者での検討会において、ブロックの差を出さないために課題になっている点を洗い出したので、次年度はメンバー選考も含めて、再度考えていく必要があると考えているところである。

林委員

CS 委員は、具体的にどのような形で選んでいるのか。地域により異なるのか。

教育指導課長

お見込みのとおりで、学校評議員をどのように選んでいるかというところが、学校により違っているで、やはり選出の仕方も異なっていると考えている。広く市外から選出しているパターンもあれば、地域に根ざした方を選出している学校もあり、そういったところは今年度改めていろいろなメンバー選出の仕方があるということを各中学校ブロックで確認したところである。したがって次の学校運営協議会制度の導入に向けて、どういったメンバーが良いかというところについては再度確認していく必要があると考えている。

長尾委員

林委員と同じ内容になるが、コミュニティの適正に関する教育委員会としての方向性だとか、コミュニティ・スクール委員とはこういう方を想定しているといった、基準があれば教えてもらいたい。

教育指導課長

現在はそういった基準はなく、各校が推薦してきた方を教育委員会が承認する形となっている。繰り返しにはなるが、今年度、やはりそうした資質、どういった者が良いかというところも話題に出てきているので、検討が必要であると思っているところである。

長尾委員

それでは、出てきたものに対して、教育委員会の方で知見を集めながら、こういう方が適任ではないかというアドバイスをするようなことはあるのか。

一点気になったのは、例えば犯罪歴のある方を地域の方々が見過ごしてしまったときに、こういう方は控えてもらいたいだとか、あるいはこういう方は積極的にお願いしたいといった基準が、我々の中にある程度あるのか。あるいは、今後作っていくのかどうか。

教育指導課長

資質というところでいくと、まず立ち上げの前に各中学校ブロックを対象とした、導入に向けた説明会を教育指導課主催で行っており、どういった方に CS 委員をお願いしたら良いかということをお話しているところである。ただ、今話のあった部分については、確認するのが難しいのではないかと。

高橋教育長

委員の資質としては、やはりシンプルに言えば学校と地域の両方に根を張っている方になると考える。どちらかということではなく、ある意味では両方の立場で、眼鏡を掛け替えながら、コーディネーターであったり、つなぎであったり、理解を得られるような方であるということが前提になると考える。

また、我々は特別職の公務員ということになるが、CS 委員は公務員ではなく、謝金を支払うなど、有償ボランティアのような形となる。そのため、そういった方々に一定のフィルタリングのようなものが

されているわけではないというのは、長尾委員のご指摘のとおりである。したがって、そこはやはり学校と地域の両方に軸足があって、我々としっかりとコミュニケーションがとれ、あるいは地域の方々とのコミュニケーションができるような方、そうした方は今も核となってくれている方が多いのだが、そういった方に更なるお願いをして、やっていただいているというような形と考えている。

これが、より発展したり、コミュニティ・スクールとして目指すべきテーマがクリアになったら、少しとがった人選というか、それに即した方を入れていくということはあると思うが、今はやはり地域の中でも核となってくれている方にお願いしている状況である。

朝比奈委員

想像するに、いわゆる地元の名士と言われる方々が、目を光らせているというのが大事だったのではないかと感じるが、年の実施回数も増えて、謝金まで出すようになったことから、発言に責任が生まれてくるし、専門性も必要になってくると思うので、徐々に変わっていくのであらうと感じている。

地元のそういう方々の不満が出ないよう顔を立てていく必要もあり、難しいことがあるのではないかと考える。

林委員

今話のあったことに繋がるのではないかなと思うが、今までは応援団だったものが、今度は共同経営パートナーになってくる。一番願っているのは、今は地域の応援団を教職員が担っており、それは今後も大きくは変わらないだろうが、その際に教職員に信頼関係、安心感が保たれるように、こういう方が担うというのを、管理職から教職員に十分に周知して繋いでいくと、うまくいくのではないかなと思う。

また、教職員任用の意見具申といった言葉が、教職員にとってアレルギーになると感じるなので、そこについて丁寧に説明し、委員になられた方と、現場の教職員が協働できるようにしてもらいたい。

下平委員

特別地方公務員という位置づけになるということで、現状すでに、公的な呼び名として、コミュニティ・スクール（学校運営協議会委員）という位置づけなのだろうか。というのも、CS 委員という呼び名が学校においては行き渡っているかもしれないが、通常社会ではCS 委員といえばカスタマーサティスファクションになり、全くニュアンスが違ってくるので、法的にこういった呼び名になるのかが気になっていた。

教育指導課長

現在は、コミュニティ・スクールの略ということで、鎌倉版 CS 委員という形になる。現在は、報償費の予算はなく、実質ボランティアとして活動してもらっているということになる。消耗品としては予算を積んでおり、会議等には出る部分もあるが、基本的にはボランティアというところになるので、これを正当化することにより、きちんと一緒に作り上げていくというような関係で、報償費も支払うことができるようになるということである。

高橋教育長

本件についていろいろと意見を賜り感謝申し上げます。今回は仕組みの話をさせてもらったが、先ほど話にあったとおり、コミュニティ・スクールは年4回開催されており、コミュニティ・スクールをどうしていくべきかという事例を共有する場も持っているが、そこで素晴らしい事例が生まれてきている。そうした事例を紹介する機会をまた持ちたいと考えている。

(報告事項(1)のキは了承された)

キ GIGA端末(iPad)の適正な利用に関するチェックリストについて

高橋教育長

報告事項(1)のキに入る。「GIGA端末(iPad)の適正な利用に関するチェックリストについて」報告を願いたい。

教育指導課長

iPadの使用方法は、残念ながら不適切な利用事例が散見されている。各学校で日々指導していることは重々承知しているが、改めて、何がルール違反なのか、そして、なぜダメなのかという根拠を、児童生徒及び保護者に明確に示す必要があると考えた。

そこで、法的根拠等も明記した「適正な利用に関するチェックリスト」を新たに作成した。本チェックリストは3月5日に発出しており、各校において、貸与目的の再確認や、年度更新時のオリエンテーション等で活用してもらいたいと考えている。

なお、不適切な使用が発覚した際、すぐに端末使用禁止の措置をとりたくなる場面もあると思うが、それでは根本的な解決にならない。本チェックリストや「GIGAワークブックかまくら」を活用し、子どもたちが「なぜいけないのか」を自ら考え、自律的に道具を使いこなす力を育めるよう、引き続き、粘り強い指導を願いたい。

(質問・意見)

長尾委員

現在この端末は、自宅に持って帰ってもよいという運用になっているのだろうか。

教育指導課長

少し複雑ではあるが、この3月から新しいiPadに変わっているが、ルールの確認ができたところから持ち帰ってよいということになっている。ただ、基本的には持ち帰ってよいというルールでこれまでも今後も運用しているところである。

長尾委員

だとすると、こちらのチェックリストについて、保護者の方にももちろん周知してもらい、保護者とも同じ目線が必要になるかと考えるが、児童生徒とともに保護者の方へのアプローチはいかがだろうか。

教育指導課長

校長会において、もう少し教職員と考えた上で出したいと伝えたところ、こういったチェックリストをぜひ早めに保護者と確認したいという声があったため、時期を少し早めて、3月に発出して、4月の保護者の方との懇談会で話ができるように考えて出したような形である。

長尾委員

いろいろな意見があると思うが、残念ながらこういった時、「不正利用があった」という最初の枕詞が、保護者にとってみるとぐっと危機感を芽生えさせるのではないかと思っている。言えることと言えないことがあるとは思いますが、平時の対応としてこれを言っているのではなく、本当に今きちんと保護者と学校、子どもたちを守っていくという、熱量みたいなものもぜひ付け加えてもらえると、保護者も真剣に考えなくてはならないのだと思ってもらえるのではないかと思ったので、可能な限りでお願いできればと考えている。

教育指導課長

本当に導入も重要だと思っており、先日、生徒指導担当者会があり、各校によりいろいろな問題が出てきていたが、そういったことも具体例を挙げながら伝えるということが重要である。また、中学生はもう9割程度がスマホを持っているということで、iPad 以外も含めて家庭で見てもらわなくてはいけないということも意識して伝えてほしいということで話をしているところである。

朝比奈委員

新機種に総入れ替えしたということであるが、そうすると例えば、自宅に持って帰っても好きなように使えないといった、機能の制限はないのだろうか。

教育指導課長

新しい機種にはなったが、基本的にはこれまでの使い方とは変わっておらず、システムとしてそういった悪いことはできないような形にはなっている。

ただ、やはり今の子どもたちはいろいろなもので調べて、かいくぐってるところはあるのでその辺りもしっかり管理をしながらということにはなるが、引き続き教職員と連携しながら正しい使い方、活用の仕方になるように進めていきたいと考えている。

下平委員

2 番の「勉強の道具」だということで、ゲームや遊びとの境目という部分が、今すごく曖昧なような気がしている。プログラミングの授業でゲームを作ることもあるし、ULTLA の場面では現実にはゲームをやりながら何か刺激を受けている子どもたちもいるので、その辺りは学校としてどのように教職員が認識

しているのかを伺いたい。

教育指導課長

ご指摘のとおりで、遊びと混ざっているような使用の仕方というのは確かに見受けられるが、やはり子どもたちが何のために使うのかというところをしっかりと伝えることが大事だと考えている。そして子どもたちが何のためにやっているのかということを理解しながら使用することが大事だと思っているので、これについてはいろいろな会議の場で、ICT 環境整備担当者会議という各校 1 人ずつ出る場があるのだが、そういった場で確認をしたり、あとは今校長会でも使用の仕方についての対話を進めているので、そういったことも含めて、ゲームだからどう、ということではなく、何のために使用するかをまず子どもたちが理解することが大事だということを押さえているところである。

高橋教育長

委員から大事な意見をもらったと考えている。やはりファクトというか、データにはなるが、全国学力学習状況調査のデータでいうと、GIGA 端末といわれる 1 人 1 台の端末を活用していればいるほど、その子どもあるいは学校は、例えば学力の高さや、あるいは学校が楽しいと思えるということについては、正の相関が、これは因果関係ではなく相関関係にはなるが、そういった傾向があるということはわかっている。一方で、スマートフォンを使用する時間、ゲームをする時間と、学力あるいは学校が楽しいと思えるかというウェルビーイングとは、負の相関があるとのことである。要するに、我々は「デジタル」とひとことでまとめてしまうが、デジタルも結局は使い方ということであると考えている。この iPad は教育委員会から子どもたちに提供する備品となるので、これはやはり学びに使ってほしいというメッセージである。YouTube が見られたりだとかゲームができたりという設定にはなっていないし、もし何か誤った使い方があれば、発見しやすいようにはなっているということもあり、比較的安心できる方の文房具だと捉えている。

一方で、むしろ課題感があるのは実はスマートフォンやゲームであるととらえている。先ほど教育指導課長が言ったように、中学生は 9 割以上がスマートフォンを持っており、小学生ももう 6 割程度がスマートフォンを持っているというような状況になっている中で、そちらで危ない目に遭わないようにということも、また併せて指導していかなければならない。タイピングの練習をするゲームなど、ちょっとしたゲームは学校の iPad でもできはするが、基本的にはなかなか遊びには使いづらい、自由自在にアプリを導入して、ゲームをするということにはできないということにはなっている。そこは切り分けて指導していかなければならないと考えている。

持ち帰りというところでも、下平委員からも指摘があったが、LTE ということで通信可能な iPad なので、持ち帰りであったり、外での学習活動にも使いやすい iPad になっており、そこは強みだと考えている。したがって、繰り返しにはなるが、持ち帰った場合にはやはり学校でわからないところの確認だったり、宿題だったりそういったところに活用してほしいという願いを持っている。一方で端末の考え方もやはりクラウドをベースとする考え方に成っているので、Google Classroom というのを基盤にして子どもたちが、例えば課題を提出したりとか、教職員からの連絡を受け取ったりということは、中学校ではかなり一般的になっている。この Google に関しては教職員も GoogleChat を教育委員会のネットワークで使ってもらっているが、クラウドが基本の考え方なので、どの端末からでも同じ環境が得られ、そしてそ

の端末そのものに情報が入っているわけではなく、クラウド上に上がっており、その上でセキュリティを確保するというのがポイントであり、ある意味では、どの端末から入っても構わないというような状況であるとするならば、端末を必ずしも持ち帰らなければならないという議論にもならないかもしれない。これも非常に難しい議論で、持ち帰ってよいという話でもなく、また、議会も含め紙かデジタルかといった議論がされるが、それはやはり当然どちらも使っていくということである。良いところを使っていくべきだし、絶対デジタルは駄目だという話でもなく、やはり付き合っていかなければならない。今回はチェックリストという形で、いけないものはいけないということを学んでいくわけではあるが、一方で子どもたちは学校を卒業しても、クラウドであったり、コンピューティングというものをどう使いこなしていくかという社会に置かれるわけであり、次の指導要領でも、小学校3年生から情報という観点が入ってくる。あるいは、中学校の技術は情報技術という教科になって、家庭科とは分離するということだが、文化省から方向性が出てきている。そういった時代の中で、危ない、やってはならないということももちろんやるが、シチズンシップというか、自分たちでデジタルを使いこなす、読みこなすということをやったりやっていかないといけないと考えている。さらに言うと高校生や大学生であれば学校や教育委員会が与えてくれることもほぼなくなり、自分たちの端末になるので、自分たちで機材も管理していかななくてはならない、自分でコントロールをしていかないといけないということになるので、ゲームをしようと思えばいくらでもできるような環境になってしまうわけだが、そうではないということを中学校を卒業するところまでに、我々がどう納得しつつ、子どもたち自身が正しい使い方をしていけるようになるかというのは、これから引き続き考えていかなければならない課題と考えている。

いずれも重要な意見だったので、今後の施策に反映していきたいと考えている。今回のこのチェックリスト自体は長尾委員の指摘も踏まえて、まずは保護者とも子どもたちともひとつの危機感を共有しながら周知していくということで、進めてもらいたいと考えている。

林委員

この「4つの約束」というのは、バージョン1と記載があるため、GIGA ワークブックかまくらには掲載されていないのだろうか。

教育指導課長

GIGA ワークブックとこのチェックリストは連動していない。このチェックリストは現段階のものになり、今後追加が考えられるため、バージョン1としているということである。

林委員

4つの約束は非常にインパクトがあり、文字はあまり読まなくても、視覚的によく頭に刷り込まれるため、現場の使い方でも参考になると感じた。

高橋教育長

要素としては、GIGA ワークブックかまくらにも入っているものも多いと思うが、よりコンパクトに、こういったチェックリストという形で打ち出したというところが新たな手立てということである。

(報告事項(1)のキは了承された)

ク 「鎌倉教育史 第三巻＜平成編＞」の発行について

高橋教育長

報告事項(1)のクに入る。『鎌倉教育史 第三巻＜平成編＞』の発行について」報告を願いたい。

教育センター所長

鎌倉市教育センターは、令和8年(2026年)3月に「鎌倉教育史 第三巻＜平成編＞」を発行する。「鎌倉教育史 第三巻＜平成編＞」は、昭和49年(1974年)3月に発行した「鎌倉教育史」、平成4年(1992年)3月に発行した「続鎌倉教育史」に続き、3冊目となる。平成の約30年間における鎌倉市の教育の歴史を、資料とともに記している。書籍の販売はせず、市内小中学校や市立図書館等に配付し、デジタルデータを鎌倉市のホームページに掲載することで、誰でも閲覧可能となる。書籍は順次発送しており、ホームページにはすでにデジタルデータが掲載されている。

(質問・意見)

下平委員

全国一律で、どこでも出しているものではないと伺ったのだが、そもそもこれがずっと鎌倉で継続されている経緯について、わかれば伺いたい。

教育センター所長

定かではないが、鎌倉の教育に関する歴史をしっかりと残していきたいということで続いているものだと考えている。今後また令和時代のことについても資料等が整備された際は、発行する準備に入るものと考えている。

高橋教育長

ひとつのきっかけとして、学制100年というのがある。明治の教育になり、100年経ったときにまとめた自治体はけっこうあったかと思う。今のタイミングだと大体150年となり、そして戦後80年というひとつの節目となる。明治以降の教育だと、やはり戦後が大きく変わったタイミングになるので、その節目で出していく自治体もあると考えている。

そして今回は平成編ということで、令和の世の中にあって、前回の続鎌倉教育史から、平成期間についての進捗状況をより追う形で、鎌倉の教職員OBが中心にまとめてくれたということで、またひとつ歴史に残る仕事になったと感じている。

下平委員

民間企業ではよく社史編さん委員会といったものが設立されて作られるわけだが、鎌倉市ではそうい

った OGOB が積極的に名乗りを上げてやってくれているという状況なのだろうか。それともやはり委員会のようなものがあるのだろうか。

教育センター所長

今回の平成編についても、準備委員会というものを立ち上げている。最初は平成 28 年度に立ち上げ、第 1 期は令和 4 年度まで約 7 年間で、第 2 期の準備委員会も、令和 5 年度、令和 6 年度と立ち上げた。それぞれ委員は多い時で 11 名であり、担当の指導主事も付き、本年度に刊行という形になった。

高橋教育長

読むと非常に面白く、やめられない。平成を振り返るのにぜひ使ってほしい。

(報告事項 (1) のクは了承された)

ケ 行事予定

(令和 8 年(2026 年) 3 月 10 日～令和 8 年(2026 年) 4 月 30 日)

高橋教育長

次に日程の 3、報告事項 (1) のケに入る。「行事予定」について、記載の行事予定で特に伝えたい行事等があれば報告願いたい。

(教育文化財部)

特になし

(質問・意見)

特になし

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

(2) その他報告

教育文化財部長

2 月定例会の報告を行う。予算委員会以前の報告事項については、事前に送ったファイルを確認してもらうこととし、今回は予算委員会での審議の内容について説明をしていきたい。まず学校教育の部分では、水泳指導の委託料を今回予算計上したため、水泳指導等を今後どう考えているのか、プールの維持をどう考えているのかということ問われた。鎌倉市は海に面しているということもあるので、学習指導要領に基づいた水泳指導については引き続き実施していきたいと考えている旨の答弁をしたところで

ある。

最近話題になっている、不登校児が健診を受診できないことに関しての、今後の対応についての質問があった。昨今横浜市、相模原市等でも健診を受診できていない児童生徒の検診を実施していく方向性が示されているところである。我々としても今アンケートの集計を行っている最中であり、その結果を踏まえて、来年度途中からでも何かできることがないか検討している旨の回答をしたところである。

その他でいうと、先生の学び応援ファンド基金条例も議会等で審議されていたので、その設立の経過についてだとか、通常実施している教員研修との差についての質問があった。

あとは体育館の空調関係では、停電等の時にも対応できるのかという質問があり、設備的にできる、できないといったところはまだ確定していないが、当然その辺りも踏まえて検討していきたいという答弁をしているところである。

また、由比ガ浜中学校の取得の予算をつけている一方で、リースの予算もついているところであり、その辺りの整合性について問われたが、買収は議決が必要なものとなるため、議決が得られた以降のリース料は支払わないという答弁をしたところである。

その他では、社会教育部門では世界遺産を今後どうしていくのかということで、今は停滞した状況であるが、引き続き検討していきたいという話をした。

同じように史跡の買収の予算をつけているところで、その土地の形状だとか面積だとか、そういうことに対してかなり質問があったが、適宜答えたところである。

先ほど教育史の話もあったが、市史も14年後に市制100年を迎えるので、それに向けて今年度から準備委員会が、これは自身がトップとなり庁内の委員会を作っていくということになっているが、来週か再来週に1回目の会議が開かれることとなっている。今後準備委員会で、こういったものを編さんしていくのかということより、市史編さん委員会をどういう専門家に依頼していくのかということを検討し、個々をどのように検討していくのかについては専門家の委員会の方で検討してもらうような形になっている。教育史同様に、昭和までは終わっている状態なので、おそらく平成編を作ることになるのかと考えている。

高橋教育長

それでは日程の3、報告事項ウ「県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について」は非公開になるので、傍聴者及び関係職員以外の職員は退席願いたい。

非公開

ウ 県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について

高橋教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって3月定例会を閉会する。